

国自技環第70号の3
令和3年8月10日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達した
ので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

別添

国自技環第70号
令和3年8月10日

各地方運輸局長 殿

自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）別添「基準緩和自動車の認定要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

1. 改正の背景

トラック輸送においては、物流分野における省力化・効率化・環境負荷低減を推進するため、通常の大型トラック2台分の貨物を輸送することができるダブル連結トラック※による高効率な輸送が行われているところ。

現在、ダブル連結トラックを利用した荷役においては、パレット1段積みによる積載をおこなっているが、更なる輸送効率化の観点からより多くの荷物を積載するため自動車の高さを4.1mとし荷室容積を確保したうえでパレット2段積みによる荷役を行いたい旨の相談が事業者からあった。

このため、当該自動車の特殊車両通行許可の可否について道路管理者に確認したところ、幹線輸送を行うダブル連結トラックについては高さ4.1mの自動車の特殊車両通行許可が可能との回答があった。

このことを踏まえ、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け、国自技第193号）について、所用の改正を行うこととする。

※自動車の形状が、バン（トラクタ）とドリー付バントレーラ又はバンフルトレーラの連結車であって、連結全長が21mを超えるもの

2. 改正の概要

ダブル連結トラックを定義したうえで、緩和可能な自動車に追加するとともに、所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和3年8月10日

施 行：公布の日

○「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成9年9月19日付け自技第193号）の一部改正について 新旧対照表
制 定 平成9年9月19日付 自 技第193号
最終改正 令和3年8月10日付 自 技環第70号

改 正		現 行
第 1 (略)	第 1 (略)	
第 2 用語	第 2 用語	<p>この要領における用語の定義は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）、保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）に定めるものほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (2 5) (略)</p> <p>(2 6) 「ダブル連結トラック」とは、通常の大型トラック2台分の貨物の輸送が可能な幹線輸送を行う連結時全長21mを超える自動車の形状がバン（トラクタ）とドリーパンフレートレーラ又はバンフルトレーラ（バン又はこれに類するもの（荷台の上方が開放されたものを除く。）を含む。）の連結車をいう。</p>
		<p>(1) ~ (2 5) (略)</p> <p><u>新設</u></p> <p>(2) ~ (2 3) (略)</p>
		<p>第 3 基準緩和の認定を申請することができる自動車</p> <p>基準緩和の認定を申請することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。</p> <p>(1) ~ (2 3) (略)</p> <p>(2 4) ダブル連結トラックを構成する車両であつて、保安基準第2条第1項に定める長さ又は高さの基準を超える構造を有する自動車。</p> <p>(2 5) 前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であるこ</p>

により、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車
第1号は、45フィートコンテナ等を輸送する被けん引自動車は含まない。

注

により、保安基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車
第1号は、45フィートコンテナ等を輸送する被けん引自動車は含まない。

第4、第5 (略)

第6 審査

1～5 (略)

6 第3第2号から第6号まで、第1号又は第24号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安局委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第1号に規定する自動車にあっては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 (略)

第7 条件、期限及び制限の付与

1～5 (略)

6 地方運輸局長は、第3第24号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、「運行経路は、特殊車両通行許可証の経路に限る。」、「運行は〇〇〇との連絡時に限る。」などの必要な制限を付すものとする。
7 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行う場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付すものとする。

第8～第22 (略)

附則（令和3年8月10日 国自技環第70号）
(適用時期)
1 この要領は、公布の日から適用する。

第4、第5 (略)

第6 審査

1～5 (略)

6 第3第2号から第6号まで又は第11号に規定する自動車にあっては、第1項の審査に当たつて、必要に応じ、道路管理者又は都道府県公安局委員会若しくは双方の意見を聴取するものとする。ただし、第1号に規定する自動車にあっては、地域公共交通会議等により道路管理者等の意見など必要な情報が得られた場合には意見聴取に代えることができる。

7 (略)

第7 条件、期限及び制限の付与

1～5 (略)

(新設)

6 地方運輸局長は、第19の規定に基づき第3第22号に規定する自動車の基準緩和の認定を行いう場合には、運行は被災地における活動を目的とする場合に限るなどの必要な期限及び制限を付するものとする。

第8～第22 (略)

(新設)